

# 紀の川市シティプロモーションロゴマークの使用に関する規程

平成29年1月12日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、紀の川市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して紀の川市シティプロモーションロゴマーク使用申請書（様式第1号）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 紀の川市が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) 紀の川市が共催又は後援する事業において実施団体が使用する場合
- (5) その他市長が申請を必要としないと認めた場合

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定により使用申請があった場合は、申請内容を審査し、使用が適当であると認めたときは、紀の川市シティプロモーションロゴマーク使用許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 市の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) その他市長が使用を不適切と認める場合

(使用許可の期間)

第5条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から3年以内とする。

- 2 使用許可の期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて前条に規定する許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの色は、別に定める色のおりとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- (2) 縦横比の変更は行わず、拡大又は縮小により使用すること。
- (3) ロゴマークを上下、左右、反転して使用しないこと。
- (4) ロゴマークに他の文字やデザインが重ならないよう配置し使用すること。
- (5) 商標登録や意匠登録等、著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用責任)

第8条 ロゴマークの使用において、事故又は損失が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。

(使用許可の取消し)

第9条 市長はロゴマークの使用について不適切であると判断した場合は、使用許可を取り消すことができる。この場合において生じる損失について、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年1月12日から施行する。